

第434回（定例）福崎町議会会議録

平成22年12月10日（金）
午前9時30分 開 会

1. 平成22年12月10日、第434回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ く り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案の上程・議案説明
第 5 議長選挙
第 6 副議長選挙
第 7 議席の変更

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 議案の上程・議案説明

- 日程第 5 議長選挙
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 議席の変更

1. 議案件名

- 報告第 13 号 第 21 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 議案第 58 号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第 59 号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第 60 号 福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 議案第 61 号 福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 62 号 福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について
- 議案第 63 号 福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 64 号 平成 22 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 65 号 平成 22 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 66 号 平成 22 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 67 号 平成 22 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 68 号 平成 22 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 69 号 平成 22 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 70 号 平成 22 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 71 号 平成 22 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 72 号 福崎町営土地改良事業の施行について
- 議案第 73 号 工事請負契約について
- 請願第 3 号 取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書に関する件
- 請願第 4 号 後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書

1. 開会及び開議

議長 皆さん、おはようございます。

第 434 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

年の瀬を迎え、何かと心せわしく感じますとともに、寒さが一段と身にしみるきょうこのごろとなってまいりました。

本日ここに第 434 回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さんにはご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に付議されます案件は、報告 1 件及び議案第 58 号から議案第 73 号までの議案 16 件、請願第 3 号、請願第 4 号の請願 2 件の計 19 件を予定しております。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力を

お願い申し上げて、本定例会の開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。

定足数に達しております。

よって、第434回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長が指名をいたします。
7番、難波靖通議員
14番、北山孝彦議員
以上の兩名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
過日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表（案）のとおり、本日から12月22日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月22日までの13日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
第433回臨時会閉会后、本日までの主要事項については、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、定期監査結果報告書、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長あてに届いており、その写しを配付しておりますので、ごらんいただければ幸いです。

日程第4 議案の上程・議案説明

- 議 長 日程第4は、議案の上程であります。
これから報告第13号、第21期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、請願第4号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書までの19件を一括議題といたします。
これから町長提案の議案に対する上程理由の説明を求めてまいります。
- 町 長 おはようございます。
第434回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。
いよいよ2010年を締めくくる月となりました。今年は、消防団庄分団が

「小型ポンプの部」で全国優勝するという快挙を刻む年となりました。

11月に予算編成指示会議を行い、今、平成23年度予算編成の真っ最中であり
ます。

福崎町の予算編成の目的は、「福崎町の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、
健康及び福祉を保持する」ことでもあります。この目的を達成するために、次々と
変わる制度をしっかりと勉強して、限られたお金を創意工夫で有効に予算案に組
み入れるよう指示をいたしました。

今、私たちは、行政懇談会を町内約8割の集落で行いました。今年度に行政懇
談会を行った理由は二つありました。一つは異常気象に対応するものであり、も
う一つは百年に一度といわれる経済危機に対応するものであります。

最近の気象は、昨年8月に佐用町で起こったような局地的集中型の場合がよく
あります。こんな時には、役場中心の判断に加えて、その地域、その場所に対応
した機敏な判断と行動を必要とします。自分の身は自分で守る、自分たちの地域
は助け合って自分たちで守っていただくようお願いをしております。

9月議会で明らかになりましたように、平成21年度の税収は、約2億7,0
00万円の減収でありました。この状況は、国・県でも同様であります。厳しい
財政状況の中で町政運営を進めていかなければなりません。各集落の皆さんにこ
の状況をお伝えし、町としては税金を活用した公助の手だては尽くしますが、自
助、共助で、各集落のまちづくり、村づくりを進めてくださるようお願いをして
いるところであります。

各集落からは、いろいろな要望や声がありますが、次の三つに要約できると思
います。

一つは道路・街灯など身近な環境改善であります。二つ目は鳥獣被害対策につ
いての声であります。三つ目は風水害対策であります。

すぐにできることは各課で対応しておりますが、来年度予算案や長期的な取り
組みが必要なものもあります。いずれにいたしましても、自助、共助、公助が必
要であり、バランスをよく組み合わせた取り組みが必要だと痛感をしております。

さて、12月1日に全国町村長大会が開催されました。ここでは、実効ある経
済・雇用対策を強力に進めること、交付税を引き上げるとともに、三位一体で大
幅に削減された地方交付税を復元・増額することなど、九つの重点項目を列記し
た決議を採択いたしました。

決議は、「町村の多くは農山漁村地域にあり、これまでも食料の安定供給や水
資源のかん養、地球温暖化対策に資する森林整備・保全といった公益的機能に加
え、我が国の伝統・文化の継承など、重要な役割を果たしてきた。豊かな日本を
つくるためには、我が国の国土を支え、国民の生存を支えている農山漁村地域が
持つこれらの多面的価値を国民一人一人が認識することが何よりも重要である。
そして、農山漁村地域を支えている町村は、今後ともこうした役割を果たし、地
域の個性を最大限に発揮しながら、住民と協働のまちづくりを進め、町村自治の
確立を図らなければならない。」と述べています。

さらに、TPPに関する特別決議を行いました。この決議は「農山漁村におけ
る行政の責任者として、TPP反対を明確に表明する。」としています。

今後の政治において、TPP、税制、社会保障、教育、環境などが大きく論議
されようとしています。12月議会では予算編成の最中の議会であり、町民のい
のち、くらし、人権を守る立場から、実りある議会にしていきたいと考えており
ます。

さて、今議会に提案をいたしております案件は、報告1件、議案16件、計1

7件であります。報告は第21期株式会社もちむぎ食品センター決算報告議案であります。議案につきましては人事2件、条例改正1件、補正予算8件、契約1件、その他4件であります。詳しい内容につきましては副町長及び担当課長が行いますので、ご審議賜りますよう、そして採択くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

次に各課の報告をさせていただきます。

まず総務課からであります。平成22年度職員採用試験の第2次試験を11月17日に実施いたしました。一般行政職は14名が受験し、合格6名、補欠合格4名、不合格4名となりました。また、保育士、幼稚園教諭は2名が受験し、合格1名、不合格1名となりました。なお、建築職は1次試験での合格者はありませんでした。嘱託臨時職員の募集についてであります。町広報誌、区長文書回覧などでお知らせをしていますように、採用募集受け付けを平成23年1月12日から1月19日まで行います。なお、試験期日は1月26日としております。選挙管理事務については任期満了に伴う田原東部土地改良総代選挙を12月12日に告示し、19日に投票の予定で執行をいたします。選挙人名簿定時登録者数は12月1日の基準日現在、男子7,359人、女子8,084人、計1万5,443人で、前回9月の基準日より30人の増となっております。

企画財政課からは、11月15日に平成23年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を提示しました。本町の財政状況は町税収入では昨年度大幅な減収となっておりますが、法人町民税が本年度は景気回復基調を受けて増加が見込まれますが、平成23年度においては景気の先行きが不透明であり、税収見通しについては慎重にならざるを得ません。また、普通交付税では本年度は交付税総額が増額されたものの、来年度は平成22年国勢調査人口の減少による影響額を相当見込む必要があります。一方歳出では、児童福祉、老人福祉など扶助費や医療介護保険への負担、下水道事業公債費への繰り出しなどが増加しています。このような中でも平成23年度は田原幼稚園建設など子育て支援対策や幹線道路整備などの重点施策を推進していかなければなりません。そのため行政改革実施計画を推進するとともに、各課において全般にわたって事業成果を検証した上で、住民の要望に的確に対応できる施策を展開することによって、町民の命と暮らしを守るとともに、活力あるまちづくりに取り組むことを基本にして予算編成を進めるよう指示をいたしております。

税務課についてであります。徴税対策として個人町民税の徴収率向上を図るために、従業員の特別徴収を実施していない事業所に対して、11月18日、19日、25日の3日間、県とともに事業所を訪問し、特別徴収への切りかえをお願いいたしました。国民健康保険の納税相談は11月8日から5日間行いました。対象者は274名、期間中の窓口相談は48名です。町税全般におきましても夜間徴収等を行い、滞納額縮減に努めています。また、滞納整理対策委員会も、関係課合同の徴収を行っています。農業所得申告の個別相談は、1月7日から4日間、文化センター、サルビア会館等で実施します。相談日の周知は町広報等で行っております。

住民生活課からは、消防団非常呼集訓練を11月7日早朝に実施し、秋期全国火災予防運動に先駆け、町内防災パレードを実施いたしました。11月12日に、第22回全国消防操法大会が愛知県蒲郡市で開催され、福崎町消防団庄分団が小型ポンプの部で兵庫県代表として初出場初優勝という栄冠を勝ち取りました。兵庫県への優勝旗を持ち帰るのも初めてという快挙でありました。11月27日にはエルデホールで多くの来賓を迎え、優勝祝賀会を行いました。第21回自然歩

道を歩こう大会を11月23日、東コースで実施し、天候にも恵まれ、町内外から1,186人の参加があり、東コースでの大会では過去最高となりました。12月1日から12月10日まで年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しております。当面の行事につきましては、12月26日から12月30日まで消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団初出式を1月16日に田原小学校で開催をいたします。

健康福祉課からありますが、11月6日の福崎秋まつりには健康福祉のワンデーコーナーで、心の健康測定により、ストレス解消法のアドバイスや、タッチパネル方式による物忘れ度をチェックし、介護予防や健康増進の指導を行いました。また11月27日土曜日に、本年度の未受診者を対象に特定健康診査とがん検診を実施しました。インフルエンザ予防接種については、新型、季節性両方に適用するワクチン接種費用を昨年に引き続き住民税非課税世帯を対象に無料にして実施しています。平成23年度からの文珠荘指定管理者の公募には、3団体から申請があり、選定委員会において慎重に審査し、候補者を決定し、この議会に上程をいたしております。

産業課からありますが、11月24日、福崎町農会長会、福崎町猟友会の主催で兵庫県森林動物研究センターの動物専門員を講師に迎え、有害鳥獣の対策講習会を文化センターで開催し、約100名の参加を得ました。今後も住民の皆さんとともに鳥獣対策に取り組んでまいります。12月4日、第8回西光寺ため池ウォーキングがため池百選選定記念及び近代化産業遺産認定記念として開催されました。約200名が参加し、歴史とロマンあふれる長池周辺を西光寺土地改良区の方々による史跡説明を受けながら、6キロメートルのコースを歩きました。

まちづくり課からありますが、道路事業では中島井ノ口線及び西治長野線の道路改良事業がこのたびの国からの経済危機対応、地域活性化予備費の交付決定があり、これらを活用してさらに事業の推進を図ってまいります。なお、西治長野線につきましては、12月1日の産業建設常任委員会で報告しましたとおり、用地取得等の問題から、西治地区ほ場整備事業と連携した事業推進が困難な状況になっています。次善の策として地元区の意見も考慮し道路法線の変更を行い、推進してまいります。

県事業関係では継続して整備を要望しておりました県道三木穴栗線の東大貫鴻ノ池から東の第2工区については、現在測量と設計が進められています。今後も早期に工事着工できますよう県及び地元と協働して事業促進を図ってまいります。

防災関係では土砂災害から住民の命と暮らしを守る砂防がけ崩れ対策では、特に緊急性が高い板坂や西谷地区での砂防及び急傾斜地崩壊対策事業の事業促進を図ってまいります。

下水道課からありますが、福崎町浄化センターについては水処理施設3系4系増設工事の施工業者が決定し、本格的な増設工事が始まりました。また田原汚水中継ポンプ場の建設工事は、地下部の工事を鋭意進めるとともに、別途発注したポンプ及び電気設備工事の施工業者が決定しました。引き続き施設設備の整備を進めてまいります。

面整備につきましては八反田地区面整備及び田原第3汚水幹線管渠の工事は順調に進み、ほぼ完成をしております。山崎地区の一部及び吉田地区の舗装本復旧工事も年内に完成する見込みとなりました。

雨水幹線整備事業については、10月から工事を再開した長目雨水幹線の工事は年内に完成する見込みで、ヤゴ雨水幹線の工事も順調に進んでおります。このたび発注しました川すそ雨水幹線渠の工事は本会議の承認を得て進めてまいりま

す。福崎工業団地及び企業団地の区域を福崎町公共下水道の汚水排水区域に追加するため、中播都市計画の変更手続を進めるに当たり、福崎町都市計画審議会に事前説明をしました。また、住民説明会を開催するとともに、案の縦覧等の手続を進めてまいります。

学校教育課についてであります。教育委員会事務事業点検評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成21年度分の教育委員会事務事業点検評価を行いました。点検評価に当たっては学識経験者4名の意見を求めて、事務事業点検評価報告を作成いたしました。報告書は教育委員会のホームページに公表し、多くの方々からご意見をいただき、教育行政の充実に努めてまいります。

児童・生徒の英語力を高めるとともに、国際理解を深めるために、第6回イングリッシュフェスティバルを11月7日にエルデホールで開催しました。今年度は小・中学校の発表に加え、小学校の英語活動を支援していただいている団体ゲートによる授業支援の発表や、福崎高校、香寺高校で英語活動をされているALITが母国アメリカの紹介をされました。

神奈川県で開催された第41回ジュニアオリンピック陸上競技大会において、福崎東中学校2年生の石山歩君が砲丸投げで見事優勝をいたしました。

社会教育課についてであります。第37回福崎秋まつりを11月6日及び7日の2日間開催をしました。産業祭のステージイベントには町のマスコット、フクちゃん、サキちゃんが出演し、もちむぎの歌を披露しました。また2日目には一般からフリーマーケットの参加者を募り、祭りを盛り上げました。

老人大学祭は11月20日、21日に文化センターで実施しました。各部の展示と記念講演が行われました。

人権フェスティバルを12月4日、エルデホールで開催しました。小・中学生による人権の主張や体験発表、また外国人から見た日本と題し、講演会を実施いたしました。

第3回吉識雅夫科学賞、福崎子ども科学展を12月8日から26日まで町立図書館で開催しています。今年の科学賞は中学生の部で福崎東中学校1年生の奥田紗世子さんが、小学生の部では福崎小学校5年生の広瀬七歩さんが受賞をされました。

平成22年の成人式を1月10日にエルデホールで実施します。現在、成人式に向け実行委員会で運営について協議しております。

水道課についてであります。11月4日に西治地区ほ場整備事業に伴う工水送水管移設工事と上水道管移設工事の入札を行いました。11月15日には下水道工事に伴う配水管移設工事、中島地区の入札を行い、水道管の入れかえ工事を鋭意進めています。また、山崎配水池施設整備事業進入路工事は用地買収が完了し登記完了後、工事の発注を行いたいと考えております。

以上、各課からの報告を行い、最初のあいさつとさせていただきたいと思います。

議長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承お願い申し上げます。

まず、報告第13号、第21期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

産 業 課 長 失礼いたします。

報告第13号、第21期株式会社もちむぎ食品センターの決算報告について、地方自治法第243条の3第2項により報告をさせていただきます。

次の1ページをお願いいたします。

1ページは事業報告でございます。事業概要について報告をいたします。主な概要は、今期は景気は大企業を中心にやや上向きになってきたものの、個人消費が低迷し、特にお中元、お歳暮を中心とする贈答品の流通が減少し、伸び悩みました。しかし夏の猛暑と商工会の協力によるもちむぎ素麺「福の糸」の販売が好調で売り切れ状況となりました。もちむぎ精麦も大手企業に採用され販売がふえ、前期比で増収増益となりました。また、内閣府の地方の元気再生の補助事業の認定を受けた、旅の学校フォークロアン講座ともちむぎパスタのまちづくりに取り組みました。フォークロアン講座には延べ2,200人を超える方々が受講され、商工会の協力のもと町内のもちむぎパスタの店は30店舗となり、補助事業の目標を達成しました。しかしながら、依然として多額の負債を背負っており、23期からは福崎町から無利子借入金の返済が始まる状況下で、今期の部門別につきまして、全体としては21期の総売上高は1億6,322万3,770円で、目標の1億6,300万円を達成し、対前期比103.75%で589万6,537円の増となりました。販売店部門は商工会の協力を得た、もちむぎ素麺「福の糸」が好評で、もちむぎ精麦も大手企業の弁当に一部採用されるなど好調であり、対前期比112.17%の6,243万1,373円でした。売店部門はもちむぎどら焼きが月平均3,400個と好評であったが、立ち寄り客が減り、対前期比98.77%の4,620万5,882円で行いました。通販部門はダイレクトメールの発送をふやすなどを行いましたが、贈答品の流通が低調なため、対前期比88.35%の1,333万7,828円でした。レストラン部門はメニューの季節感を入れるなど工夫をして客単価の向上やリピーターの確保に努め、イベントへの出張、ディナーショーの開催などにより、対前期比103.66%の4,124万8,687円となりました。製造部門につきましては、太麺、細麺の2種類を1種類に統一して作業効率を高めるとともに、製造ロスの落麺の改善を図りました。以上が事業報告でございます。

次に決算報告をいたします。6ページをお願いいたします。

6ページの損益計算書のほうからご説明をいたします。

損益計算書は平成21年9月1日から22年8月31日まで、売上高といたしましては1億6,322万3,770円、これは販売店、売店、通販、レストランの合計額でございます。

次に、売上原価でございます。期首棚卸高と当期製品製造原価を合わせまして1億3,076万6,033円、期末棚卸高が404万2,617円でございます。売上原価は1億2,672万3,416円となり、売上総利益は3,650万354円であります。販売費及び一般管理費は広告宣伝費から事務職員の給与、パート等人件費、やかたの東側駐車場の家賃地代を含め、貸倒損失まで合わせまして3,580万2,486円となりました。差し引き営業利益は69万7,868円となりました。

次に7ページをお願いいたします。

7ページは営業外損益の部でございます。営業外損益としまして、受取利息から雑収入を合わせまして、1,953万7,200円でございます。営業外費用

は地方の元気再生補助事業を含め1,502万9,363円、経常利益といたしましては520万5,705円となりました。

特別損益の部でございます。特別利益は92万円です。特別損失は42万8,404円です。当期利益は551万2,404円、前期の繰越損失が1億461万9,759円ということで、当期末処理損失は9,910万7,355円となっております。

8ページをお願いいたします。

8ページは製造原価の報告書でございます。材料費といたしましては、期首原材料棚卸高から補助材料仕入高合わせまして、5,643万2,393円でございます。期末原材料棚卸高は1,865万9,652円で前期損失修正損が38万7,512円でございます。

労務費でございます。レストラン、麺工場、配送等に係る賃金から交通費まで合わせまして、3,469万8,960円でございます。外注加工費は1,437万8,457円となりました。製造経費でございます。麺工場の水道光熱費から製造雑費まで合わせまして、1,983万4,381円でございます。総製造費用といたしまして、1億629万7,027円となります。当期製品製造原価も同額でございます。

次に9ページをお願いいたします。

9ページは損失金処理計算書でございます。当期末処理損失が9,910万7,355円、これを次期繰越損失として同額を損失で繰越損失するというご報告でございます。

次に、戻っていただきまして4ページをお願いいたします。

4ページは貸借対照表でございます。平成22年8月31日現在で資金の部といたしまして、流動資産は現金及び預金から前払費用まで合わせまして合計5,317万9,986円、固定資産といたしまして有形固定資産、建物から工具器具備品まで合わせまして、318万2,298円となりました。無形固定資産は、電話加入権で7万4,984円でございます。投資等では出資金、保証金合わせまして3万200円、これら合計いたしまして固定資産合計328万7,482円となりました。繰延資産はやかたの建築費の10%を減価償却いたしまして、8月末の建築負担金は142万2,751円となりました。したがって、資産の部合計は5,789万219円でございます。

次の5ページをお願いいたします。

5ページは負債の部でございます。流動負債では買掛金から法人税等充当金まで合計1,107万3,887円でございます。固定負債として福崎町からの借入金で1億1,592万3,687円です。負債の部合計といたしまして、1億2,699万7,574円でございます。

次に資本の部でございます。600株分で資本金は3,000万円でございます。利益剰余金といたしまして、当期末処理損失9,910万7,355円、うち当期利益が551万2,404円でございます。利益剰余金の合計といたしまして、マイナス9,910万7,355円、資本の部合計はマイナス6,910万7,355円で、負債及び資本の部の合計は5,789万219円でございます。

次に10ページをお願いいたします。

10ページから12ページは監査報告でございます。監査報告書につきましては後ほどごらんいただきたいと思いますと思いますが、主な内容につきましては、売上金については前期から著しく悪化した景気は若干持ち直しつつあるものの、個人消費

は依然として伸び悩み、贈答品の売り上げが難しい中で、目標の達成は評価できるものとするが、予断を許さない状況である。また、時代の感性とスピードに対応した大手ネットショップへの参入などの見直しを図るなど、積極的に検討されたい。営業、経常利益では、努力の割には成果が上がらない、この経営体質から抜け出すには、大きな発想の転換が必要である。根本的にもっと大きな売上をつくる強力な商品づくりを抜本的に見直すことが重要ではないか。何より、そんな商品を開発するにはもう一度原点に戻り根本から見直す時期に来ているのではないか。その他といたしまして、もちむぎの在庫が依然70トンを超えており、需要量を見きわめた計画的な在庫管理を図られたい。また、正社員の高齢化が見受けられる状況にあり、技術の継承とともに世代交代を進められたい、旨の意見が附されております。

次に13ページをお願いいたします。

13ページは22期実施計画書でございます。14ページをお願いいたします。

1、売上高は22期予想額の欄で、販売店からレストラン合わせまして、1億6,380万円を見ております。これは21期の実績から見ますと0.35%の伸びとなっています。販売部門につきましては、もちむぎ麺、もちむぎ素麺「福の糸」を初めとするもちむぎ商品の知名度アップを図り、もちむぎパスタなどによるもちむぎの町福崎の実現に向け、体によい精麦、製粉の販売、利用促進をも念頭に置いた営業活動を行ってまいります。売店部門はもちむぎは体によいということから土産物として購入される顧客が多いことから、旅行会社、観光バス会社などへも積極的にPRを図り、ツアー客の集客に努めます。通信販売部門は時代に対応した大手ネットショップなどへの参入などの研究をしていきたいと思っております。また、もちむぎ新聞や商品の紹介チラシなどによる情報発信を行ってまいります。レストラン部門につきましては、もちむぎの持つ特色を生かした体によい健康メニューや、季節感のあるメニューづくりを行い、お客の満足を得つつ客単価を上げる工夫を継続的に行い、夜間に利用の多い忘年会や新年会の集客促進も行います。また、顧客の待ち時間の短縮を図り、サービスの向上を図ってまいります。さらなる集客を図るため、JRの各駅や高速道路のサービスエリアなどへも積極的にPRを図ってまいります。売上原価につきましては、1億2,210万円を、販売費、一般管理費につきましては、3,620万円、製造費につきましては1億2,100万円、営業利益につきましては、計画では550万円を見込んでおります。営業外収益につきましては計画では190万円、営業外費用10万円、経常利益730万円という計画をしております。産業課資料には損失計算書、利用人数比較表、月別実績比較表をつけております。なお、詳細資料につきましては議会事務局に備えつけさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

以上で、報告第13号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第58号、議案第59号、人権擁護委員の推薦についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を副町長から求めます

副 町 長 失礼をいたします。

議案第58号、議案第59号についてご説明申し上げます。

両議案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の

意見を求めるものであります。

人権擁護委員は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、町議会の意見を聞いて、町長が法務大臣に対し候補者を推薦しなければならないと規定されています。なお、委員の任期は3年となっています。今回委員3名のうち2名が、平成23年3月31日付で任期満了となることから、現委員の松岡宏信氏と大井義雄氏を再推薦するものであります。

それでは第58号の松岡宏信氏の推薦から、経歴書に基づきご説明申し上げます。住所は福崎町西田原1591番地、氏名、松岡宏信、生年月日は昭和16年4月20日、現在69歳であります。昭和35年3月に兵庫県立姫路工業大学附属高等学校電気科を卒業され、職歴といたしましては同年4月に関西電力株式会社姫路支店入社、平成5年12月に関西電力株式会社姫路支店電路課工事所所長に就任され、平成10年9月に退職されています。同年10月に関電興業株式会社姫路支店に入社、平成15年3月に退職されています。平成17年4月に人権擁護委員に就任され、現在2期目であり、活動されています。

続きまして議案第59号の大井義雄氏の推薦について、経歴書に基づきご説明申し上げます。住所は福崎町山崎833番地1、氏名、大井義雄、生年月日、昭和19年2月1日、現在66歳であります。昭和37年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業され、同年4月に姫路市役所入庁、第二税務事務所を振り出しに、総務局、都市局、下水道局等を歴任され、平成11年7月には下水道局管理部部長に就任、平成16年3月に退職されています。同年4月に財団法人西播磨地域地場産業振興センター専務理事に就任、平成18年3月に退職され、同年4月に姫路市管工事業協同組合専務理事に就任、平成21年4月に退職されています。平成20年4月に人権擁護委員に就任され、現在1期目であり、活動されています。

松岡氏、大井氏の両氏は、いずれも人権擁護委員として同法第2条に掲げる使命の遂行にふさわしく、人格識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、必ず使命を全うしていただけるものと確信し、両氏を推薦するものであります。

なお、住民生活課資料に両氏の人権擁護委員としての抱負等をお示ししていますので、ご参照していただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第60号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定について事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼をします。

議案第60号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、老人憩いの家文珠荘の指定管理者として株式会社輝を指定しようとするものです。指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。

文珠荘の指定管理者につきましては、現在の指定管理期間5年が満了することに伴い、民間事業所の技術を最大限に活用するため、次期候補者を公募しまし

た。健康福祉課資料2ページをごらんください。候補者選定結果についてです。右の7番、選定経緯について、本年8月5日から9月30日までの間、町広報、ホームページ等で公募しました。現地説明会の参加は11団体で、うち3団体から申請がありました。候補者の選定は指定管理者選定委員会で審査基準を定め、それに基づき申請書類の審査及び面接によるヒアリングを行った結果、(5)の評点結果のとおり、事業計画の評価、指定管理料提案額、収支計画の妥当性、飲食サービスの提案において、総合評点135.5点で最も評点が高かった株式会社輝を指定管理者の候補として選定しました。

総合評点の審査基準表は次の資料3ページをごらんください。審査基準につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定の基準5項目を柱に審査項目を22項目設け、事業計画の評価を120点、管理運営経費、飲食、提案等の評価を80点とし、合計200点満点で選定委員8名の平均点を評価点数としました。

次に資料4ページをごらんください。指定に係る協定書の内容についてご説明いたします。第4条の指定管理料につきましては、提案額の5年間総額は3,160万円とし、各年度の提案額を指定管理料として年4回の支払いとしています。

次に、資料6ページをごらんください。第20条、備品の貸与、修繕について、従前の協定書との変更点ですが、現在の協定は指定管理者の負担としていますが、5年間の期間を定めての運営では買いかえ等による負担が大きくなるため、今回募集要項で規定し、第20条第3項第1号のとおり、1品の単価5万円未満の備品修繕について、年間20万円までは指定管理者の負担とし、所有権は町に帰属するものとします。年間20万円を超えた場合は超えた金額を町の負担とします。この協定書は議会の議決を得た後、本協定となります。

次に、資料11ページをごらんください。株式会社輝の指定申請書でございます。

次に、資料13ページをごらんください。1番の管理運営を行うに当たっての基本方針については、2行目からですが、施設利用者に対する満足度を高め、施設の効率的、効果的な運営が達成するように、長年の経験を生かし、さまざまな利用者が喜びを感じ取れる運営を実現することを目標としています。以下、16ページまでは事業計画書でございます。

次に、資料17ページをごらんください。右の欄は平成23年度から平成27年度までの5年間の収支計画です。支出合計と収益による収入との不足額が指定管理料となります。平成23年度は660万円、5年後の平成27年度では580万円の提案額です。各年度収支に増減がありますが、5年間の総額は3,160万円、平均年額は632万円です。現在の指定管理料は800万円ですが、今回の収支計画の提案は、4年間の経験から営業収益が一番多かった平成20年度を目標に計画し、支出は役員報酬等の人件費や諸経費の削減により指定管理料を積算し提案されたものです。

次の資料18ページは各年度の収支計画で、それぞれの損益計算書です。

資料19ページ以下は財産目録、貸借対照表、登記簿謄本を添付しております。

文珠荘の指定管理につきましては、公募により選定し引き続き現在の指定管理者である株式会社輝を5年間指定するものでございます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 50 分



議 長 会議を再開いたします。

次に、議案第 61 号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第 61 号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、第 1 及び第 2 老人デイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人福崎町社会福祉協議会を指定しようとするものです。指定の期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

健康福祉課資料 23 ページをごらんください。指定管理者候補者の選定結果です。4 番の選定理由ですが、公募によらない選定規定の基準に該当することに加え、施設の設置経過及び今後の経営状況を勘案し、候補者に決定しました。選定基準、設置経過は記載のとおりで、町内 2 カ所の老人デイサービスを福崎町と一体となって地域に密着した介護保険事業及び介護予防事業を展開し、町民の期待と信頼を得ており、今後もこれまでの経験を最大限に発揮し、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成できるものです。次期 5 年間の指定期間につきましても、財政調整基金及び備品購入積立金の保有額も十分あり、今後の事業運営の基盤が整っており、安定した事業運営を担っていけるものです。

次に、資料 24 ページをごらんください。指定に係る協定書の内容についてご説明いたします。第 4 条の指定管理料は従前と同様に、支払わないものとします。

次に、資料 25 ページをごらんください。従前の協定書との変更点は右欄の一番下、第 20 条、施設の修繕及び改修について、現在の協定は町の負担としていますが、次期の指定期間については社会福祉協議会の基金保有額等を勘案し、施設及び施設設備の修繕・改修は指定管理者の負担とします。なお、大規模修繕が必要な場合は協議するものとします。この協定書は議会の議決を得た後、本協定となります。

次に、資料 30 ページをごらんください。福崎町社会福祉協議会の指定申請書の事業計画書でございます。事業計画の 1 番の管理運営方針については、5 行目から、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、今後も今までの経験を最大限に発揮し、管理運営を行います。3 番の職員配置状況については、介護保険事業に規定される管理者、生活相談員、看護職員、介護職員等で現在職員の欠員はございません。1 週間のうち 6 日開設していますので、職員の有給休暇等の対応として、アルバイト等は必要な人員を登録しています。

次に、資料 34 ページをごらんください。平成 18 年度からの収支実績です。介護保険事業では毎年収益があり、黒字の経営です。下から 2 行目の財政調整基金積立預金は、平成 18 年度は 9, 549 万円です。平成 21 年度末の保有額実績は 1 億 6, 899 万円となり、備品積立金は 3, 466 万 6, 000 円で、収益は順調に伸びて安定しています。

次に、資料35ページをごらんください。平成23年度以降5年間の収支計画書です。介護保険事業については、今年度の22年度から町からの人件費補助とデイサービス委託事業の見直しや、職員給与の定昇を含め、人件費の支出が増額となり、平成23年度からの各年度の積立金は100万円程度を見込み、当期収益は各年度約100万円から300万円程度となる見込みです。老人デイサービスの指定管理者につきましては、引き続き福崎町社会福祉協議会を5年間指定するものです。

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第62号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

産 業 課 長 失礼いたします。

議案第62号について、ご説明を申し上げます。

議案第62号は福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、企業会館の指定管理者として福崎工業団地協議会に指定期間平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間で指定しようとするものでございます。指定管理料につきましては、年間360万円の管理料を、町と指定管理者で各2分の1の額、180万円を支払います。精算は年度末の実績に基づいて行います。選定結果の内容につきましては、産業課資料5ページ、6ページのとおりでございます。福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の公募によらない指定管理者の候補者の選定等の基準に該当することに加え、施設の性格、規模及び機能等を勘案した結果から、福崎工業団地協議会を候補者に決定されました。その選定結果を受け、資料の7ページから11ページに協定書を、12ページから15ページに指定申請書をお示ししております。

福崎町工業団地企業会館の指定管理者として福崎工業団地協議会に指定することについてご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第63号、福崎町J R福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

議案第63号について、ご説明申し上げます。

企画財政課資料1ページに新旧対照表、2ページに位置図を添付しておりますが、まず2ページをお開きください。J R福崎駅前駐車場につきましては、駅前公衆トイレの設置に伴って駐車場の区画を変更するとともに、北側町有地を利用して区画区域を拡張し、平成21年6月から一般の利用に供しているところですが、拡張した区画は一段低く、スロープを利用しなければならないことや、駐車場から出る際には余分に切り返しが必要となるなど、南側の駐車区画とは利便性に差がでてきているのが現状です。このような状況を踏まえて適正

な使用料を設定し、駐車場の利用促進を図るため、条例改正をお願いするものです。

資料1 ページ、新旧対照表をごらんください。条例第2条は駐車場の位置を規定しておりますが、駐車場の管理上、南側を第1駐車場、北側を第2駐車場と区分いたします。また、条例第8条は使用料を規定しておりますが、第1駐車場と第2駐車場の利便性の違いから、使用料が同額では不公平感があるため、第1駐車場は現状と同額の月額5,150円、第2駐車場につきましては月額4,500円に引き下げ、平成23年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第63号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 次に、議案第64号、平成22年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

議案第64号について、ご説明申し上げます。

平成22年度一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に3億550万円を追加し、補正後の予算総額を72億3,000万円とするものです。主な補正内容は職員の給与改定並びに人事異動等による人件費の増減、保育所入所園児数の増加による保育所費や町道中島井ノ口線など道路事業費の増額、地方債の繰上償還に伴う公債費の増額などであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上が歳入歳出予算に関する説明でございます。

次に議案の第2条、債務負担行為の補正であります。議案の3ページをお開き願います。JR播但線第三下代の上踏切移設事業に係る債務負担行為につきましては、西治長野線の道路法線を変更することとなり、踏切移設の必要がなくなったため、債務負担行為を廃止するものです。

次に議案の第3条、地方債の補正であります。4ページをお開きください。変更で起債の目的、災害関連整備事業に90万円を追加して、限度額を1,490万円とするものですが、歳入、地方債でご説明を申し上げました津染池改修工事に係る地方債を追加するものです。次に5ページは、道路橋梁整備事業に5,370万円を追加して、限度額を1億7,380万円とするものであります。歳入、地方債でご説明を申し上げました道路事業に係る地方債です。

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長 次に、議案第65号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼をします。

議案第65号、66号、67号について、ご説明申し上げます。

議案第65号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,484万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

続きまして、議案第66号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億609万3,000円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

続きまして、議案第67号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,914万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

なお、それぞれの会計に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第68号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼をします。

議案第68号と議案第69号、続けて説明させていただきます。

それでは議案第68号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、説明します。

この補正は職員の給与改定による人件費の補正で、歳入歳出それぞれ9万円を減額し、総額を2億5,721万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第68号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第69号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正は人事院勧告による給与改定及び職員の人事異動による人件費の補正並びに組みかえに伴うものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ386万6,000円を増額

し、総額をそれぞれ17億6,086万6,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第69号の説明を終わります。

議案第68号、議案第69号、ともによろしくご審議賜り、ご賛同のほどをお願い申し上げます。

議長 次に、議案第70号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第71号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼いたします。

議案第70号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明をいたします。

この補正は人事院勧告に伴う給料改定による人件費の補正をお願いするもので第2条では予算第3条の収益的支出を35万6,000円減額し、3億5,442万1,000円に、また、第3条では予算第7条の職員給与費を35万6,000円減額し、5,391万円にしようとするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

次に、議案第71号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明をいたします。

この補正も人事院勧告に伴う給料改定による人件費の補正をお願いするもので、第2条では予算第3条の収益的支出を15万4,000円減額し、2,341万1,000円に、また第3条では予算第8条の職員給与費を15万4,000円減額し、1,089万7,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 次に、議案第72号、福崎町営土地改良事業の施行について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

産業課長 失礼いたします。

議案第72号について、ご説明を申し上げます。

議案第72号の福崎町営土地改良事業の施行につきまして、土地改良法第96条の2第2項に基づき、ため池等整備事業倉谷下池地区を施行する計画概要を定めるものでございます。

計画の概要は別紙のとおりでございますが、位置につきましては産業課資料16ページをお開きください。位置図でございます。東大貫集落の公民館の北側に位置するため池でございます。倉谷下池は現在倉谷上池とともに東大貫地区の1.2ヘクタールをかんがいする主要な水源施設であります。しかし、漏水

が発生し老朽化が進んでいるため改修を行うもので、計画は上池、下池の二つを統合して、倉谷下池1カ所として改修するものでございます。計画概要図を資料の17ページの計画図からお示しをしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。18ページに堤体、19ページに取水施設、20ページに洪水吐の改修を計画しております。事業実施の期間は平成23年度に着手、平成24年度に完了を予定しております。事業費につきましては議案の別紙2ページ目の上段、費用の概算にお示しをしておりますが、総事業費3,400万円、うち国・県の補助金1,870万円、町費1,020万円、受益者負担510万円を予定しております。

議 長 以上、ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
長 次に、議案第73号、工事請負契約について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

議案第73号、工事請負契約について、ご説明申し上げます。

この工事は、平成22年11月25日に一般競争入札に付し、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものでございます。議案の内容は事務局朗読のとおりでございます。

下水道課資料1ページをお願いいたします。

1ページの左側に入札の結果を示しておりますのでごらんください。工事名は川すそ雨水幹線渠工事(その4)、契約金額は4,956万円、落札者は平錦建設株式会社でございます。なお、工期は改札結果の最下段にありますとおり、平成23年3月31日までとしておりますが、7月31日まで延長を予定しております。下水道課資料1ページ右側に工事の位置図を示しております。今回の工事の総延長は166.1メートルで、川すそ雨水幹線部分98.3メートルと長目雨水幹線部67.8メートルを含み、これらの雨水幹線を接続するための工事でございます。

資料2ページをお願いします。

川すそ雨水幹線渠工事(その4)の全体平面図をお示ししております。網掛け部分が今回の工事の対象部分でございます。右側には工事の概要を示しておりますのでごらんください。総延長は166.1メートルでございます。

1番としまして川すそ雨水幹線部分98.3メートルのうち、天端の内法寸法5.1メートル、底幅3.8メートル、高さ2.2メートルのU型水路が宮脇井堰の下流側、25.3メートル、上流側10メートル、計35.3メートルで、またヤゴ川の接続部から長目雨水幹線合流部分までは天端の内法幅4.76メートル、底幅3.5メートル、高さ2.1メートルのU型水路63メートルでございます。

2番目としております長目雨水幹線部分67.8メートルは内法寸法、内法幅2メートル、高さ1.3メートルのボックスカルバートが63.8メートル、落差工となる内法幅2メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバート4メートルであります。

3番としております既存ヤゴ川取付部は、内法の幅2.2メートル、高さ1.2メートルのボックスカルバートを5.7メートル施工いたします。

そのほか、4番の舗装工は町道吉田中島線の舗装復旧557平方メートル。

5番の附帯工としては右岸側に幅4メートルの管理用道路を整備していきます。

6番仮設工はU型水路工の施工に必要な仮設水路であります。

資料3ページに川すそ雨水幹線における2種類のU型水路断面とヤゴ川の取付部と長目雨水幹線の標準断面図をお示ししておりますので、ご参照ください。

本工事でこれまで南田原で進めております三つの雨水幹線、ヤゴ雨水幹線、長目雨水幹線、川すそ雨水幹線がつながることとなります。また関係する上流の雨水幹線は途中の段階ではございますが、部分的ではありますが、雨水浸水対策としての効果が期待できるものと考えております。

以上で、議案第73号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、請願第3号、取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書に関する件を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本請願に対する詳細なる説明を求めます。

志水正幸議員 事務局が朗読しました請願第3号、取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書に関する件について、その内容につきましてもお手元に配付の請願のとおりでございますが、概要につきましても説明をさせていただきます。

本請願の趣旨は警察等で刑事事件の取り調べが自白の強要や虚偽によって無罪の者が有罪にならないよう、事実のまま正確に調書が作成されるなど、その取り調べにつきましても、その状況、取り調べ時における録画、録音等を行うことによって、取り調べの可視化と言っております。そこで地方自治法第99条の規定により、可視化について刑事訴訟法の改正がなされるように意見書を提出するための請願でございます。

また、この件に関しましては2008年6月と2009年4月に可視化についての刑事訴訟法の改正案が参議院本会議で可決されましたが、法律改正には至っておりません。兵庫県内の自治体でも神戸市、加古川市、姫路市など、多くの自治体がこの可視化についての意見書を採択され、関係機関に送付されております。取り調べの状況を録画、録音するときには、プライバシーの侵害等には特段の注意を払うことを意見書に明記したいと考えております。

以上で、請願の趣旨についての説明を終わります。議員各位におかれましては、本請願の趣旨にご理解いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 次に、請願第4号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本請願に対する詳細なる説明を求めます。

小林 博議員 失礼をいたします。

請願について、提案の提出説明をさせていただきます。

請願趣旨に書いてありますように、年齢によって医療差別をするという世界でも例を見ない制度が2008年4月から実施をされたわけでありまして、これにつきましては、医療内容の低下、保険料の引き上げ、年金からの天引き等、大変な批判と怒りが広がったわけでありまして、この制度はもともと自民党、公明党の政権時代に実施されたものでありまして、こうした国民の怒りに対して、当時の民主党を初めとして4野党が一致して廃止することを国民に対して約束をしていたという経過がございます。しかし、民主党政権に変わってから、この制度の廃止ということが先送りをされてきたわけでありまして、そういう中でことしの8月に厚生労働省が新しい高齢者医療制度の中間まとめ等を発表しま

したが、これもまた高齢者を別立てで差別診療するという、そういう基本的な内容には変わりがないということになっておるわけでありまして。つい先日もまた新しい案が発表されたわけでありまして、これはまた被用者保険と国保等に分けて高齢者をカバーするということのようにありますけれども、71歳から74歳までを1割から2割負担にするとか、窓口負担をふやすとか、あるいは国庫負担が減らされていくということになってまいりますので、それは当然それぞれの、すべての保険の加入者の保険料の増加につながっていくとか、国民生活に大きな影響を与える内容となっておるということに関しては、この請願の趣旨とまだ基本的に変わりはないと、そういう方向で現在流れているなど、この1日、2日の新聞等を見ながら考えておるところであります。そうして、テレビ、新聞等の報道を見ましても、都道府県の知事会も国の補助をふやす、国の負担をふやすということなしに、この医療制度の改革はあり得ないということで、現在の出しておるものについても反対をしておるという報道が出されておるわけでありまして、そういう中で基本的にこの請願事項の1から4に書いておりますように、だれもが安心して医療を受けられる、そういう制度の確立を目指した内容にしてほしいという趣旨でございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は、すべて終了いたしました。

さて、高い席からでございますが、一言皆様方にお礼を申し上げたいと思っておりますので、しばらくの間、お時間をいただきたいと思っております。

平成13年5月1日に議会議員に初当選し、平成19年5月1日から皆様方のご推挙を賜り第22代・第23代の福崎町議会議長に就任いたしました。議長に就任して以来約3年7カ月は無我夢中で走ってまいりました。私にとってあつという間の3年7カ月でありましたが、議会議員に初当選してから今日までの間、数多くの事業が実施されました。中でも福崎町制50周年記念行事の一つとして行われた「ふくさき祭り屋台大集合」で町内各地から一堂に32台の屋台が集まった事業など、また最近では第22回全国消防操法大会小型ポンプの部において福崎町消防団庄分団が優勝されたことは心のこる思い出の一つであります。

このような状況の中にあつて、関係各位のご協力を賜りながら、円滑な議会の運営と活力ある町政の推進に議長として全力を尽くすことができましたことは、私にとって非常に感慨深いものがございます。

本日まで大過なくその職責を無事果たすことができました。これもひとえに議員各位並びに町当局の皆様方の絶大なる支援とご協力のたまものであると深くお礼申し上げます。

これからは、新たなる道を目指して一生懸命頑張っていく所存でございます。

終わりに、今後ますますの町政発展と、皆様方のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げて、お礼の言葉とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

しばらくの間休憩いたします。議長と副議長のみが退席をさせていただきます。

◇

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時04分

◇

日程第5 議長選挙

副 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいま、議長、宇崎壽幸議員から議員の辞職願が提出され、預かりました。
しばらく休憩いたしまして、再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時04分
再開 午後 1時00分

◇

副 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
先ほど、議長、宇崎壽幸議員から議員の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。
議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
それでは、議員辞職の件を議題といたします。事務局に辞職願を朗読させます。
(書記朗読)

副 議 長 それでは、お諮りいたします。宇崎壽幸議員の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、宇崎壽幸議員の議員の辞職を許可することに決定いたしました。
なお、理事者の皆さん方には恐れ入りますが、しばらくの間、退席をお願いし、
暫時休憩いたします。
なお、13時10分から議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員
の方は第2委員会室にご参集ください。その後全員協議会を開催しますので、
よろしくお願いたします。

◇

休憩 午後 1時02分
再開 午後 1時50分

◇

副 議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
お諮りいたします。
宇崎壽幸議員の議員辞職に伴い欠員となりました議長の選挙を、本日の日程に
追加して行うことにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いた
しました。
諸準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後 1時52分
再開 午後 1時55分

◇

副 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議長選挙を行います。選挙の方法は、投票による方法と指名推選による方法があります。いずれの方法にいたしましょうか。お諮りいたします。

(「投票」の声あり)

投票との声がありますが、議長選挙の方法は投票によることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 長 ご異議なしと認めます。
よって、議長選挙の方法は投票によることに決定いたしました。
諸準備のためしばらく休憩いたします。
それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

副議長 長 ただいまの出席議員数は15名であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、8番、広岡史郎議員、15番、高井國年議員、以上の両名を指名いたします。
それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

副議長 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「ありません」の声あり)

副議長 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長 長 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長の点呼に応じて、投票記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函していただき、席へ帰っていただく方法でよろしくをお願いします。

それでは事務局長に点呼を命じます。

事務局長 議席順に申し上げます。

1番、松岡秀人議員、2番、牛尾雅一議員、3番、宮内富夫議員、4番、釜坂道弘議員、5番、福永繁一議員、6番、志水正幸議員、7番、難波靖通議員、8番、広岡史郎議員、9番、吉識定和議員、10番、石野光市議員、11番、小林博議員、12番、東森修一議員、13番、富田昭市議員、14番、北山孝彦議員、15番、高井國年議員。

副議長 長 投票漏れはありますか。

(「ありません」の声あり)

副議長 長 投票漏れなしと認めます。よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

副議長 長 これより開票を行います。
広岡史郎議員、高井國年議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副 議 長 それでは、選挙の結果を報告します。
投票総数 15 票。うち、有効投票 13 票、無効投票 2 票。
有効投票のうち、松岡秀人議員 10 票、石野光市議員 2 票、小林 博議員 1 票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は 4 票です。よって松岡秀人議員が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

副 議 長 ただいま議長に当選された松岡秀人議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。
これで私の職務を終わります。ご協力をいただき、ありがとうございました。
新しい議長が誕生いたしましたので、これより新議長のあいさつを受けたいと思います。

議 長 失礼いたします。
高いところからではございますが、一言ごあいさつを申し上げます。
先ほどの選挙の結果により、私、松岡秀人が議長を拝命することになりました。何分、未熟でふなれなものですから、頑張ってまいりたいと思いますが、議会の活性化と町の繁栄、発展のために全力を尽くす所存でございます。どうか、議員皆様方の温かいご指導ご協力をお願い申し上げまして、私の就任のあいさつにかえささせていただきたいと思っております。
どうもありがとうございました。

日程第 6 副議長選挙

議 長 次の日程は副議長選挙であります。
これより副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙は投票による方法と指名推選による方法とがありますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」の声あり)

ただいま、投票との声がありますが、副議長選挙の方法は投票によることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、副議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。
議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

議 長 ただいまの出席議員数は 15 名であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第 32 条第 2 項の規定により立会人に、2 番、牛尾雅一議員、9 番、吉識定和議員、以上の両名を指名いたします。
それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議 長 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長の点呼に応じて、投票記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。
なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函していただき、席へ帰っていただく方法でよろしく願います。
それでは事務局長に点呼を命じます。

事務局 長 1番、松岡秀人議員、2番、牛尾雅一議員、3番、宮内富夫議員、4番、釜坂道弘議員、5番、福永繁一議員、6番、志水正幸議員、7番、難波靖通議員、8番、広岡史郎議員、9番、吉識定和議員、10番、石野光市議員、11番、小林博議員、12番、東森修一議員、13番、富田昭市議員、14番、北山孝彦議員、15番、高井國年議員。

議 長 投票漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 投票漏れなしと認めます。よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。
(投票箱閉鎖)

議 長 これより開票を行います。
2番、牛尾雅一議員、9番、吉識定和議員、開票の立ち会いをお願いします。
(開 票)

議 長 それでは、選挙の結果を報告します。
投票総数15票。うち、有効投票13票、無効投票2票。
有効投票のうち、難波靖通議員10票、石野光市議員3票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は4票です。よって難波靖通議員が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

議 長 ただいま副議長に当選された難波靖通議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
ただいま当選されました副議長から、就任のごあいさつを受けたいと思います。副議長、どうぞ、演壇のどこへ。

副 議 長 失礼します。
ただいま副議長の選挙におきまして、当選をさせていただくことができました。厚くお礼を申し上げたいと思います。議長を補佐し、そして町の活性化並びに住民の福祉向上に寄与してまいりたいと思っております。皆さん方の変わらぬご指導、ご支援を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。簡単ですが、当選のごあいさつとさせていただきます。
ありがとうございました。

日程第7 議席の変更

議 長 次の日程は議席の変更であります。

会議規則第4条第3項の規定により、議席は議長が定めることになっております。ただいまより議席の変更をいたします。

1番、難波靖通議員、2番、牛尾雅一議員、3番、宮内富夫議員、4番、釜坂道弘議員、5番、福永繁一議員、6番、志水正幸議員、7番が欠番になっております。8番、広岡史郎議員、9番、吉識定和議員、10番、石野光市議員、11番、小林博議員、12番、東森修一議員、13番、富田昭市議員、14番、北山孝彦議員、15番、高井國年議員、16番、私、松岡秀人でございます。

以上のように議席を変更いたしました。しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後2時26分

再開 午後2時38分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者が退席中、議長、副議長選挙を行い、議長に私、松岡秀人が、副議長に難波靖通議員が選出されました。また、議席の一部変更を行い、1番、難波靖通議員、16番は私、松岡秀人となり、7番は空席となります。

副議長ともども微力ではございますが、町発展のため頑張りたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

以上で、本定例会1日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することといたします。ご苦労さまでした。

散会 午後2時40分